

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る 差押禁止等に関する法律案 概要

趣 旨

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得のひとり親世帯は、子育ての負担の増加や収入の減少により、心身に困難が生じている。
- また、日々感染リスクに接しながら働いている医療機関や介護・障害福祉サービス事業所の職員等には、相当程度心身に負担がかかっている。
- このような状況下において、第二次補正予算により、低所得のひとり親世帯には「**臨時特別給付金**」を、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所の職員等には「**慰労金**」を、それぞれ給付することとしたところであるが、これらの給付金（以下「**令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等**」という。）は、その対象者自身が受け取ることに意味のある金銭であることから、差押えを禁止する等の必要がある。

第一 権利の差押え等の禁止（第1項）

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給を受けることとなった者の受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止する。

第二 金銭の差押えの禁止（第2項）

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等として支給を受けた金銭について、差し押さえることを禁止する。

第三 施行期日等（附則）

● 施行期日

公布の日から施行する。

● 経過措置

施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等についても適用する（ただし、施行前の差押え等は有効）。